人事異動

内　閣

○法務大臣臨時代理
　国務大臣　　古屋　圭司
法務大臣谷垣禎一海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に法務大臣の職務を行う国務大臣に指定する
　　郡司　英明
簡易裁判所判事兼判事補に任命する
（東京地方裁判所判事）判事　友重　雅裕
簡易裁判所判事に兼ねて任命する（以上八月十六日）
○経済産業大臣臨時代理
　国務大臣　　石原　伸晃
経済産業大臣茂木敏充海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に経済産業大臣の職務を行う国務大臣に指定する
　同　　石原　伸晃
内閣府特命担当大臣茂木敏充海外出張不在中内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償支援機構担当）事務代理を命ずる（以上八月十九日）

国家公安委員会

（警察庁刑事局組織犯罪対策部
　国際捜査管理官）警視長　田中　俊恵
岩手県警察本部長を命ずる（八月二十日）

警　察　庁

（警察庁刑事局組織犯罪対策部
犯罪収益移転防止管理官兼長
　官官房付）警視長　河合　信之
警察庁刑事局組織犯罪対策部国際捜査管理官を命ずる
（警察庁警備局外事情報部外事
　課不正輸出対策官）同　國枝　治男
警察庁刑事局組織犯罪対策部犯罪収益移転防止管理官を命ずる（以上八月二十日）

外　務　省

（大臣官房）外務事務官　浅利　秀樹
復職ゃせゃる
在英国日本国大使館参事官に配置換ゃる
英国駐箚特命全権大使を補佐し英国に在勤ゃる期間公使の名称を与ゃる（八月十五日）
（大臣官房参事官）外務事務官　相星　孝一
大臣官房審議官に昇任ゃせゃる
（大臣官房審議官）同　髙瀬　寧
在リオデジャネイロ日本国総領事館総領事に転任ゃせゃる
（欧州連合日本政府代表部大使）
　同　　丸山　則夫
大臣官房参事官に転任ゃせゃる
欧州局に併任ゃる（以上八月十九日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、八月二十日ハンガリー国の国祭日につき、同月十九日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

労　働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第36条の規定に基づく関係労働者及び関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第36条の規定に基づき指名した労働者災害補償保険制度の関係労働者を代表する者及び関係事業主を代表する者のうち、平成23年9月11日付けをもって指名した者及び当該指名した者の辞任に伴いその後任として指名した者（労働者災害補償保険制度の関係労働者を代表する者及び関係事業主を代表する者各2人）については本年9月10日をもってその任期が満了する。

よって、同条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第22条の規定に基づき、新たに関係労働者を代表する者及び関係事業主を代表する者を指名したいので、資格ある労働者の団体及び事業主の団体は、下記によりそれぞれ関係労働者を代表する者及び関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成25年8月21日
厚生労働大臣　田村　憲久

記

1　推薦資格　推薦資格を有するものは、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第3条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者の加入している労働者の団体又はこれらの事業の事業主の加入している事業主の団体であって、2以上の都道府県労働局の管轄区域にわたって組織を有するものであること。
2　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式の推薦書に候補者の履歴書を添付して提出すること。
3　推薦締切日　平成25年8月30日
4　推薦書及び添付書類の提出場所　〒105―0011　東京都港区芝公園1―5―32　労働委員会会館8階　労働保険審査会

様式

平成　年　月　日
厚生労働大臣　殿
団体名及びその代表者名　印

労働保険審査官及び労働保険審査会法第36条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者として、下記の者を推薦します。

氏名	年齢	制度別	所属団体名及び当該所属団体における地位	略歴	備考
		労働者災害補償保険制度			

（注）1　所属団体名及び当該所属団体における地位の欄には、被推薦者の所属する団体及び当該所属団体における地位が2以上ある場合は、その全部を列挙して記入すること。
2　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第五項の規定に基づき、次の地図及び簿冊を同条第二項の規定により認証された国土調査の成果と同一の効果があるものとして平成二十五年八月九日付けで指定したので、国土調査法施行令（昭和二十七年政令第五十九号）第十九条の規定に基づき公告する。

平成二十五年八月二十一日
国土交通大臣　太田　昭宏

測量及び調査を行った者の名称	地図及び簿冊の名称	測量及び調査を行った地域
本巣郡北方町北方始め旧八ヶ村入会地事務所	本巣市三橋仏生寺地区確定測量図及び調査簿	岐阜県本巣市三橋、仏生寺の一部
新城市	愛知県新城市字町並・字裏野地内の境界確定に伴い作成した地図及び調査簿	愛知県新城市字町並、字裏野の一部
新城市	愛知県新城市字東入船地内の境界確定に伴い作成した地図及び調査簿	愛知県新城市字東入船の一部
北陸地方整備局湯沢砂防事務所	松川入川渓流保全工の用地取得に伴い作成した地図及び調査簿	新潟県南魚沼郡湯沢町大字土樽の一部